

令和5年度

第2回武蔵村山市青少年問題協議会資料

令和5年11月10日（金）  
武蔵村山市青少年問題協議会



報告事項(1) 令和5年度「秋のこどもまんなか月間」に伴う実施事業について

このことについて、下記のとおり報告します。(資料2参照)

#### 記

市報等による月間の趣旨のPRを実施

- (1) 11月1日号の市報及び市のホームページに「秋のこどもまんなか月間」の記事を掲載し、月間のPRに努める。
- (2) 月間の期間（令和5年11月1日から令和5年11月30日まで）中、市民会館の外壁に「ふれあいと対話が育てる子の未来」という懸垂幕を掲出し、月間のPRに努める。
- (3) 「秋のこどもまんなか月間」の趣旨のチラシ（資料2）と啓発物品等を子ども青少年課へ備え付け、来庁者等へ配布して月間のPRに努める。

報告事項(2) 令和5年度武蔵村山市青少年健全育成協力者に対する感謝状の贈呈について

このことについて、武蔵村山市青少年健全育成協力者感謝状贈呈要綱(資料3)第3条の贈呈基準に該当する協力者に対して、下記のとおり感謝状が贈呈されたので報告します。

記

- 1 贈呈日 令和5年11月10日
- 2 贈呈者 武蔵村山市青少年問題協議会会長(市長)  
及び武蔵村山市青少年対策地区連絡会会長
- 3 受賞者(敬称略)

氏名	選出区分	経歴
すぎた よりとし 杉田 頼利	武蔵村山市 青少年対策 第九地区委員会	<u>委員長 平成元年 6月から令和 5年 5月まで</u> 合計 34年間
たかはぎ たけし 高萩 健	武蔵村山市 青少年対策 第七地区委員会	<u>委員 平成17年 4月から令和 5年 3月まで</u> 合計 18年間
つちや じんこ 土屋 仁子	武蔵村山市 青少年対策 第七地区委員会	<u>委員 平成19年 4月から令和 5年 3月まで</u> 合計 16年間





○武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関する運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

(非公開情報の承認)

第3条 会長は、会議公開指針第4条第3項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、子ども青少年課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

(会議の一部公開)

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

(傍聴の許可)

第5条 会長は、会議の開会前に、会議公開指針第5条第2項の規定による許可を行うものとする。

2 会長が前項の許可をしたときは、子ども青少年課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が会議に諮って定める。





# 11月は「秋のこどもまんなか月間」

近年、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。少年非行の問題、いじめの問題、児童虐待や子どもが被害者となる事件等が相次いで発生しているほか、違法・有害な情報が氾濫し、それらの情報へ子どもが接触する危険性が懸念されています。

これらの諸課題に対応し、子ども・若者の健やかな育成、社会生活を円滑に営むことができるようになるため、11月を「秋のこどもまんなか月間」と定め、特に、家庭や学校、地域、社会が育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとするものです。

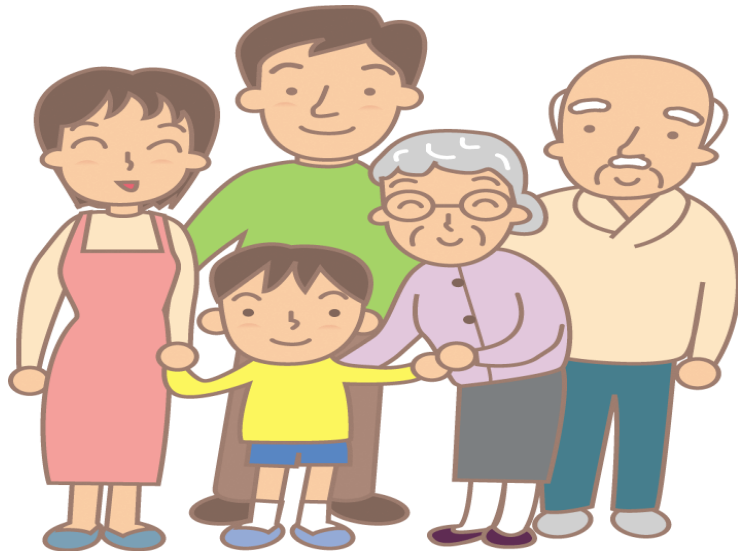


武蔵村山市青少年問題協議会・武蔵村山市青少年補導連絡会  
事務局 武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課  
電話 042-565-1111 (内線 185~187)

# 毎月第一日曜日は、武蔵村山市の「家庭の日」です ～たとえばこんな「家庭の日」のすごしかた～

## 家庭の日について

家庭は、私たちの生活の基盤であり、家族の心のよりどころでもあります。また、子どもたちにとっては、いろいろなルールを覚える最初の場所であり、人格が形成されていく場でもあります。家庭がそのような働きをよりよく発揮するためには、家族みんなの心がふれあう明るい家庭づくりをすすめることが大切です。しかしながら、最近では、お父さん、お母さん、お子さんとそれぞれに忙しく、食事と一緒にできないという家庭も少なくありません。毎日をともに過ごす家族のすばらしさや、話し合いのできる家族のありがたさは、身近にあるため、当たり前と考え、かえってその価値を見失いがちです。武蔵村山市では、家庭の大切さ、家庭の役割のすばらしさについて、あらためて考える機会となることを願い、毎月第1日曜日を「家庭の日」と定めています。



① 家族全員が一緒に過ごし、いろいろなことを話し合しましょう。

何でも話せる信頼関係をつくることは、子どもの発する注意信号を見逃さないために重要なことです。

家族みんなでだんらんの時間をもったり、家族みんなで食事をしたり、ゆっくりと話をする機会をもちましょう。

② 家族そろって楽しめる行事を行いましょう。

ハイキングやスポーツなどのレクリエーションを行い、芸術を鑑賞することで、素晴らしい自然や作品に感動する豊かな心が育ちます。

また、子どもにとって、いろいろな年齢の人とつきあうことは、大切な経験となり社会性が育ちます。地域での行事や市の行事に親子で積極的に参加し、地域の人々と交流を深めましょう。

③ 家事などを家族みんなで分担しましょう。また自分のことは自分でしてみましょう。

家事を分担して行うことや、自分のことを自分ですることで、家族みんながともに助け合いながら生活しているという意識や責任感、お互いを思いやる心が育ちます。普段、お父さん、お母さんが行っている家事を子どもに手伝ってもらったり、たまには、肩たたきをしてもらったりしてみてもいいでしょうか。

④ 手紙や日記を書きましょう。

遠くに住んでいる親戚などに、たまには手紙を書いたり電話をかけたりしましょう。また、日記を書くことで自分や家族のあり方を見つめ直すことができます。

武蔵村山市青少年健全育成協力者  
感謝状贈呈要綱

( 目 的 )

第1条 この要綱は、市の青少年健全育成に関する施策の推進に協力し、特に功労のあった者に対して青少年問題協議会会長（以下「会長」という。）が感謝状を贈呈し、その功労をたたえるとともに青少年健全育成の一層の理解と推進を図ることを目的とする。

( 贈 呈 方 法 )

第2条 感謝状（甲）、（乙）、（第1号様式）を授与する。

( 贈 呈 基 準 )

第3条 感謝状は、市の青少年健全育成に関する施策の推進に協力し、青少年を健全に育成する活動が顕著であり、次の各号の一に該当する青少年対策地区委員会（以下「青少対」という。）及び青少年補導連絡会（以下「補連」という。）の委員が退任した後に贈呈する。

- (1) 青少対の正副委員長及び補連の正副会長で在職期間が継続して2年以上であること。
- (2) 青少対及び補連の委員で在職期間が継続して3年以上であること。

( 期 間 の 計 算 )

第4条 期間の計算は、毎年6月1日現在とする。

( 贈 呈 時 期 )

第5条 感謝状の贈呈時期は、毎年会長が定める日とする。

( 推 薦 者 )

第6条 推薦者は、青少対の委員長及び補連の会長とする。

( 推 薦 手 続 )

第7条 推薦者は、別に定める日までに推薦書（第2号様式）を作成し、青少年対策地区連絡会（以下「連絡会」という。）又は青少年補導連絡会理事会（以下「理事会」という。）に提出する。

( 選 考 方 法 )

第8条 連絡会及び理事会において審査を受けた推薦書に基づき、本要綱により選考のうえ会長が決定する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。



○武蔵村山市青少年問題協議会条例

昭和 35 年 7 月 12 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定に基づき、武蔵村山市に市長の附属機関として、武蔵村山市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長及び委員 15 人で組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱する。

(1) 市議会議員 1 人

(2) 学識経験者 7 人

(3) 関係行政機関の職員 6 人

(4) 教育長

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第 4 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第 6 条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則 (平成 26 年 3 月 4 日条例第 8 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

# ○武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則

昭和 41 年 11 月 2 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、武蔵村山市青少年問題協議会条例(昭和 35 年村山町条例第 9 号。以下「条例」という。)第 7 条の規定に基づき、武蔵村山市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 2 条第 3 項第 2 号の学識経験者は、次に掲げる者とする。

- (1) 武蔵村山市青少年対策地区連絡会の代表
- (2) 武蔵村山市の民生委員の代表
- (3) 武蔵村山市内の文化団体又は体育団体の代表
- (4) 武蔵村山市青少年補導連絡会の代表
- (5) 武蔵村山市公立学校 P T A 連合会の代表
- (6) 北多摩西地区保護司会武蔵村山分区の代表
- (7) 東京家庭裁判所立川支部家庭裁判所調査官

第 3 条 条例第 2 条第 3 項第 3 号の関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 警視庁東大和警察署の職員
- (2) 東京都小平児童相談所の職員
- (3) 警視庁生活安全部少年育成課立川少年センターの職員
- (4) 武蔵村山市立の小・中学校及び武蔵村山市内の高等学校の代表者

(会議)

第 4 条 協議会は、必要に応じて開催するものとする。

(議題)

第 5 条 委員は、協議会に積極的に議題を提出しなければならない。

2 委員は、協議会に議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要な資料を協議会の開催日前 7 日までに事務局に送付するものとする。ただし、緊急を要する事件については、この限りでない。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課に置く。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日規則第 18 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 武蔵村山市青少年問題協議会委員名簿（敬称略）

（令和5年7月1日 現在）

役職等	氏 名	選出区分
会長	やまざき やすひろ 山 崎 泰 大	市長
副会長	いけや こうじ 池 谷 光 二	教育長
委員	ながほり たけし 長 堀 武	市議会議員
委員	おぎの まさひろ 荻 野 雅 宏	学識経験者（青少年対策地区連絡会代表・青少年対策地区連絡会副会長）
委員	おがわ いくお 小 川 育 男	学識経験者（民生・児童委員代表・民生委員・児童委員協議会会長）
委員	たなか まさたか 田 中 正 隆	学識経験者（体育団体代表・体育協会会長）
委員	うちの もとかず 内 野 元 一	学識経験者（青少年補導連絡会代表・青少年補導連絡会会長）
委員	おざき りえすざな 尾 崎 麗恵スザナ	学識経験者（公立学校PTA連合会代表・市立小中一貫校大南学園・第四中学校PTA会長）
委員	ひらい ひろたか 平 井 洋 孝	学識経験者（北多摩西地区保護司会武蔵村山分区長）
委員	こいけ けいこ 小 池 恵 子	学識経験者（東京家庭裁判所立川支部主任家庭裁判所調査官）
委員	ほり こうじ 堀 浩 史	関係行政機関職員（警視庁東大和警察署生活安全課長）
委員	はた ももこ 波 田 桃 子	関係行政機関職員（小平児童相談所所長）
委員	すが まさゆき 菅 雅由樹	関係行政機関職員（警視庁立川少年センター所長）
委員	すずき しんや 鈴 木 信 也	関係行政機関職員（高等学校代表・都立上水高等学校校長）
委員	いぐち ひろし 井 口 洋	関係行政機関職員（小学校代表・市立第二小学校校長）
委員	えのきど ちよこ 榎 戸 千代子	関係行政機関職員（中学校代表・市立第五中学校校長）

※ 委員の任期は、令和5年7月1日から令和7年6月30日まで